

第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券加盟店規約

第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券加盟店規約（以下「本規約」といいます。）は、北九州商工会議所（以下「発行者」といいます。）及び北九州商工会議所が第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券（以下「地域通貨」といいます。）にかかる業務の一部又は全部を委託する事業者と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」といいます。）を定めたものです。発行者から加盟店としての登録を受けることを希望する者（以下「加盟店希望者」といいます。）は、本規約及び本システム利用規約（第1条に定義します。）にご同意いただいた上で、発行者に対し、加盟店の登録をお申込みいただく必要があります。加盟店希望者が加盟店の登録をお申込みいただいた場合、本システム利用規約及び本規約に同意したものとみなされます。

発行者と加盟店及び加盟店希望者との間で用いる言語は、日本語とします。

発行者は、地域通貨にかかる業務を株式会社日本旅行（以下、「日本旅行」といいます。）に委託します。

日本旅行は、株式会社トラストバンク（以下、「トラストバンク」といいます。）が提供するシステムを使用し、地域通貨の販売、発行、決済、取引履歴、換金、データ管理その他付随する業務を行います。

日本旅行は、アオヤギ株式会社（以下、「アオヤギ」といいます。）に加盟店の募集及び審査、登録、連絡調整、マニュアル及び掲示物等の作成及び配布、管理運営、その他付随する業務を委託します。

加盟店は、地域通貨にかかる業務において収集した情報を発行者及び日本旅行、トラストバンク、アオヤギと共有することを承諾するものとします。また、福岡県、北九州市、行政機関から地域通貨にかかる業務において収集した情報の提供及び開示を要請された場合は、要請に応じた情報を提供及び開示することを承諾するものとします。

加盟店の募集及び条件等は、発行者が本規約及び別表1「第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券加盟店募集概要」（以下、「別表1」といいます。）、別表2「募集対象店舗」（以下、「別表2」といいます。）、別表「3地域通貨の対象外となる商品又はサービス」（以下、「別表3」といいます。）、別表4「地域通貨使用取引の対象外となる決済」（以下、「別表4」といいます。）に定めるものとします。

第1条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「加盟店」とは、地域通貨を使用することができる店舗として発行者が指定するものをいいます。

- (2) 「対象商品等」とは、加盟店が一定額の地域通貨と引き換えにユーザーに提供するものとして、発行者が取引対象外に指定したものを除く商品又はサービスをいいます。
- (3) 「地域通貨」とは、発行者が、本システムを通じて、ユーザーに対して発行し、電磁的方法により記録される有効期限付きのポイントであって、ユーザーが加盟店において地域通貨使用取引の決済に使用することができるものをいいます。
- (4) 「地域通貨使用取引」とは、ユーザーが、加盟店において、発行者から発行を受けた地域通貨と引き換えに、対象商品等を購入し、若しくは借り受け、又はサービスの提供を受ける取引をいいます。
- (5) 「地域通貨取引金額」とは、地域通貨使用取引において決済された地域通貨に相当する金額をいいます。
- (6) 「地域通貨発行代金」とは、ユーザーが、地域通貨の発行を受けるために、発行者に対して支払う代金をいいます。
- (7) 「登録事業者」とは、発行者からの委託を受けて、発行者が指定する加盟店の管理、決済の補助等の業務を行う事業者をいいます。
- (8) 「本アプリ」とは、ユーザーが地域通貨の発行を受け、利用するためにユーザーの情報端末上において利用するアプリケーションソフトウェアをいいます。
- (9) 「本システム」とは、地域通貨の発行・管理システム（本アプリを含みます。）をいいます。
- (10) 「本システム利用規約」とは、別途、トラストバンクが定める「地域通貨システム利用規約」をいいます。
- (11) 「ユーザー」とは、発行者に地域通貨発行代金の納付を行い、発行者から地域通貨の発行を受け、当該地域通貨を利用し、又は利用しようとする者をいいます。

第2条（加盟店の登録）

- 1 加盟店希望者は、本システム利用規約及び本規約、別表1、別表2、別表3、別表4の内容を承諾の上、発行者所定の方法に従い、加盟店としての登録を申し込むものとします。加盟店希望者は、発行者に対して、申込み時に入力又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 2 加盟店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、加盟店の登録審査を行います。発行者は、審査の結果、加盟店として加盟店希望者の登録を認める場合、加盟店希望者に対し、その旨通知するものとします。
- 3 加盟店希望者は、前項の通知を受けたときは、速やかに、本システム上に所定の情報を入力する方法により、加盟店希望者に関する情報を登録するものとします。ただし、加盟店希望者がかかる方法により加盟店希望者に関する情報を登録することができないときは、加盟店希望者は、発行者に対し、発行者が指定する方法により、加盟店希望者に関する情報を通知するものとします。
- 4 本契約は、発行者が加盟店に対して第2項に従って通知をしたときに成立するものとします。
- 5 加盟店は、前項において本契約が成立した場合、加盟店の登録情報が北九州商工会議所のデータベースに登録され、北九州商工会議所が行う統計や分析、プレミアム付商品券などの事業の案内に利用されることを承諾するものとします。

- 6 加盟店は、商号、代表者、本店所在地、店舗所在地、連絡先、振込先口座、営業許可、営業内容その他登録事項に変更が生じた場合、又は休業、廃業、店舗閉鎖、事業譲渡若しくは合併その他加盟店の営業に重大な変更が生じた場合、直ちに発行者に届け出るものとします。
当該届出がなされるまで、発行者は、地域通貨取引金額の支払いを留保することができます。
- 7 加盟店が申込み又は登録に際して虚偽、不正確若しくは誤解を招く情報を提供したことが判明した場合、加盟店が募集条件若しくは登録要件を満たしていないことが判明した場合、又は発行者が加盟店として不適当であると合理的に判断した場合、発行者は、何らの催告を要することなく、本契約の全部若しくは一部を解除し、加盟店登録を取り消し、若しくは停止し、以後の加盟店登録を拒否することができます。
- 8 前項の場合において、当該加盟店における地域通貨使用取引が虚偽、架空その他不正な取引であると認められるときは、発行者は、当該取引に係る地域通貨取引金額の支払いを留保し、若しくは拒絶し、又は既に支払った金額の返還を請求することができます。

第3条（地域通貨使用取引）

- 1 加盟店は、本規約の各条項及び別表1、別表4の定めに従い、ユーザーとの間で、地域通貨使用取引を行うことができるものとします。
- 2 加盟店は、ユーザーが本アプリを使用して加盟店に置かれたQRコードを読み取り、当該決済においてユーザーが使用を希望する地域通貨を減じる操作を行い、加盟店において、本アプリ上において、同操作が行われたことを確認することで、地域通貨使用取引において、地域通貨による決済を実施するものとします。原則として地域通貨使用取引において地域通貨が不足する場合は、地域通貨使用取引はできないものとします。なお、加盟店が不足分を現金又は加盟店が指定する方法による支払いを認める場合は、加盟店の責任において地域通貨使用取引ができるものとします。
加盟店は、ユーザーの端末上の画面表示のみをもって決済が完了したものと判断してはならず、発行者が指定する加盟店用管理画面その他の方法により、決済日時、決済金額及び決済完了の事実を確認しなければなりません。加盟店が当該確認を怠った場合、発行者は、当該取引に係る地域通貨取引金額を支払わないことができます。
- 3 加盟店は、次項に定める場合のほか、ユーザーからの地域通貨使用取引の申込みを拒絶しないものとします。
- 4 加盟店は、以下のいずれかに該当する場合は、地域通貨による決済を行ってはならないものとします。
 - (1) 別表4に定める決済を求められた場合
 - (2) ユーザーから、本アプリの画面をキャプチャした画像、本アプリの複製物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 偽造若しくは変造された本アプリを提示された場合
 - (4) 本アプリに登録された地域通貨の名義人ではない者により地域通貨使用取引の申込みを受けた場合
 - (5) 第1号ないし前号に該当すると疑われる場合
 - (6) 発行者から、地域通貨使用取引の中止を求められた場合
- 5 加盟店は、法令に基づき売買契約の取消し、解除等が認められる場合を除き、原則として加盟

店との間で行った地域通貨使用取引を取消し、又は解除しないものとします。ユーザーが加盟店から地域通貨使用取引の取消しを受ける必要がある場合、加盟店は、自らの責任において対応を行うものとします。なお、一旦、地域通貨使用取引の取消しを行った場合は、その処理を取消すことはできません。

- 6 加盟店は、地域通貨使用取引の取消しにより精算額がマイナス表示となる場合は、自らの責任において発行者へマイナス表示されている金額を相殺する額の返金が必要となります。発行者への返金は、精算額のマイナス表示が発生した日以降の精算額より充当して支払われます。以降の精算額で精算額のマイナス表示が解消できない場合は、不足分を精算額のマイナス表示が解消されるまで以降の精算額より充当し支払われます。ただし、精算処理の最終回において精算額がマイナス表示の場合は、自らの責任において精算額のマイナス表示を解消できる金額を発行者が通知した日から14日以内に発行者が指定する口座へ振込みしなければなりません。

第4条（発行者からの依頼）

- 1 加盟店は、発行者が依頼する販促物等（ポスターを含みますが、これに限られないものとします。）の配布物について、発行者の指示に従い誠実に対応するものとします。
- 2 加盟店は、発行者が依頼するアンケート調査、実態調査等を行う場合は、発行者の指示に従い誠実に対応するものとします。

第5条（地域通貨取引金額の支払）

- 1 地域通貨取引金額は、第3条第2項に定める加盟店又はユーザーによる操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 2 発行者は、地域通貨取引金額を原則として毎月2回（当月15日≧当月末日振込、当月末日≧翌月15日振込）、加盟店が指定した振込先口座に（但し、第3条第5項に基づき取消し又は解除された地域通貨使用取引に係る地域通貨取引金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない地域通貨取引金額、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額を控除した残額とする。）振込みます。ただし、金融機関が休業日の場合は、翌営業日に振込みます。
- 3 加盟店に対する地域通貨取引金額の振込手数料は、発行者が負担します。
- 4 発行者は、システム障害、金融機関の処理遅延、不正利用の疑い、加盟店登録情報の不備その他合理的な事由がある場合、加盟店への通知の上、支払日を変更し、又は支払いを一時留保することができます。この場合、発行者に故意又は重大な過失がある場合を除き、発行者は遅延損害金その他の責任を負いません。

第6条（不正な地域通貨使用取引の処理）

- 1 加盟店が第3条第4項第1号ないし第5号のいずれかに該当する地域通貨使用取引の申込みを受けたとき、又は同項各号のいずれかに該当する場合において地域通貨使用取引を行ったことが判明したときは、加盟店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 加盟店が第3条第4項第1号ないし第4号及び第6号のいずれかに該当するにもかかわらず地域通貨使用取引を行った場合、発行者は、加盟店に対し、当該地域通貨取引にかかる地域通貨取引金額を支払う義務を負わないものとします。

- 3 前項に規定する場合で、発行者が加盟店に対し当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を支払済みであるときは、加盟店は、発行者に対し、当該金額を、当該地域通貨使用取引の翌取扱期間における地域通貨利用金額から当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を差し引く方法により返還するものとします。
- 4 加盟店が第3条第4項第5号に該当するにもかかわらず地域通貨使用取引を行ったと発行者が判断した場合、又は加盟店が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、加盟店に対し、当該地域通貨対象取引にかかる地域通貨利用金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該地域通貨使用取引が第3条第4項第1号ないし第4号に該当しないことが判明した場合、発行者は、加盟店に対し、当該地域通貨使用取引にかかる地域通貨利用金額を、直近の取扱期間の地域通貨利用金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

第7条（クレーム対応等）

- 1 加盟店は、対象商品等に関連して、ユーザー又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 加盟店は、前項のクレームを解決するにあたって、ユーザー又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 加盟店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者所定の方法で、発行者に対して報告するものとします。また、加盟店が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、ユーザーへ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通知するものとします。

第8条（遵守事項）

- 1 加盟店は、本契約及び本システム利用規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。
- 2 加盟店は、発行者が地域通貨利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店の名称及び所在地等を掲載する旨の申入れをした場合、これに協力するものとします。
- 3 加盟店は、発行者から貸与を受けた加盟店の情報を登録した QR コード（QR コードが表示された紙面その他の媒体を含みます。以下本条において同じ。）を適切に維持・管理するものとし、本契約が終了した場合、発行者の指示に従い、直ちに当該 QR コードを返還又は廃棄するものとします。
- 4 加盟店は、QR コードを複製、第三者に譲渡、貸与その他の処分を行ってはならないものとします。
- 5 加盟店は、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。
- 6 加盟店は、QR コードの紛失、盗難、毀損、改ざん、第三者による差替え若しくは不正使用、又はこれらのおそれを認識した場合、直ちに当該 QR コードの使用を停止し、発行者に報告す

るものとします。

- 7 加盟店は、営業開始時その他定期的に、掲示中の QR コードに差替え、改ざんその他の異常がないことを確認するものとします。
- 8 加盟店が本条第4項及び第5項に反する場合、又は第6項の報告、又は第7項の確認を怠ったことによって生じた不正決済について、発行者は、当該地域通貨取引金額の支払義務を負いません。

第9条（秘密保持義務）

- 1 加盟店は、本契約の内容及び本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - (2) 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - (3) 開示の時点で公知の情報
 - (4) 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (5) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報

第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 加盟店は、本契約の履行及び地域通貨使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護するとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 加盟店が、本契約の遂行又は地域通貨使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店は、本契約の履行又は地域通貨使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 加盟店は、本個人情報を、本契約の履行又は地域通貨使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 加盟店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、加盟店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、加盟店に事前に通知したうえで加盟店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、加盟店は、発行者の調査に協力するものとします。
- 6 加盟店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示

に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を加盟店の責任と費用負担で講じるものとします。

- 7 加盟店は、本規約に違反し又は本取得個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、発行者が本人若しくは第三者から請求を受け、又は発行者と本人若しくは第三者との間で争訟が発生した場合、加盟店の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店は、本規約に違反し又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、発行者が損害を被ったときは、発行者に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

第11条（契約期間）

- 1 本契約は、第2条第4項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、効力発生後最初に到来する3月の末日まで有効とします。
- 2 前項の定めにかかわらず、契約期間満了日の3ヶ月前までに、いずれかの当事者より期間満了日をもって本契約を終了する旨の通知がなされない限り、本契約は、契約期間満了日の翌日から、自動的に1年間同内容で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 加盟店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者の指定する書式及び方法にて行うものとします。
- 4 前各項の定めにかかわらず、本システム利用規約が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。また、この場合、加盟店は本契約の終了による損害の補償等を発行者に請求することはできないものとします。

第12条（解約）

- 1 加盟店は、解約日の3ヶ月前までに、発行者所定の方法により書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の3ヶ月前までに加盟店に書面にて申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

第13条（解除）

- 1 発行者は、加盟店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - (1) 本契約に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (5) 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (7) 発行者による連絡が取れなくなったとき
 - (8) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき

- (9) 加盟店に対してクレームが頻発し、発行者が加盟店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店が必要な対応を行わないとき
 - (10) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店にふさわしくないと発行者が判断したとき
 - (11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断した場合
 - (12) その他発行者が加盟店との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、加盟店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（契約終了時の処理）

- 1 本契約が終了した場合、その理由のいかんを問わず、加盟店は、直ちに地域通貨使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条（不正な地域通貨使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（遵守事項）第3項及び第4項、第9条（秘密保持義務）、第10条（個人情報の取り扱い）、第14条（契約終了時の処理）、第16条（損害賠償・費用負担）、第17条（通知の方法）、第18条（記録の保存及び調査）、第20条（権利の譲渡等）、第21条（協議）、第22条（準拠法、管轄裁判所）、第23条（免責）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第15条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1 加盟店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「加盟店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 加盟店は、加盟店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、加盟店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と加盟店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、又はその加盟店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
 - 4 発行者は、本条の解除等により、加盟店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

第16条（損害賠償・費用負担）

- 1 加盟店は、加盟店とユーザーとの間で、対象商品等に関して紛争が生じた場合には、すべて加盟店の責任と負担において解決するものとします。
- 2 発行者は、加盟店とユーザーその他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店の同意を得ることなく、当該ユーザー又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。
- 3 加盟店が本契約若しくは法令に違反したこと、対象商品等に欠陥若しくは不具合があったこと、又は加盟店若しくはその役員、従業員、使用人若しくは委託先の行為若しくは不作為により、発行者、日本旅行、トラストバンク、アオヤギその他本事業の関係者に損害、損失、費用又は負担が生じた場合、加盟店は、これらを賠償し、又は補償するものとします。
- 4 前項の損害等には、第三者に対する損害賠償金、和解金、返金費用、調査費用、システム対応費用、行政機関への対応費用、広報対応費用及び合理的な弁護士費用を含むものとします。
- 5 加盟店は、前二項に定める事由に関連して、発行者又は本事業の関係者が第三者から請求、異議、苦情、訴訟その他の手続を受けた場合、発行者の求めに応じ、自己の責任及び費用で当該手続に対応し、発行者に必要な協力を行うものとします。

第17条（通知の方法）

- 1 本契約に関する発行者から加盟店への通知は、加盟店が本契約に関する通知先として登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信若しくはメッセージの送信若しくは電話番号への架電又はその他発行者が適当と認める方法により行われるものとします。
- 2 前項の通知が電子メールアドレスへの電子メールの送信若しくはメッセージの送信、電話番号への架電により行われる場合には、発行者が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

第18条（記録の保存及び調査）

- 1 加盟店は、地域通貨使用取引について、取引日時、取引金額、対象商品等の内容、取消し又は返品の有無その他発行者が指定する事項に関する帳簿、伝票その他の資料を、当該取引の日から5年間保存するものとします。
- 2 発行者は、本事業の適正な運営、不正利用の防止、行政機関による監査その他必要な目的のため、加盟店に対し、前項の資料の提出、事実関係の報告その他必要な協力を求めることができ

ます。

- 3 加盟店が正当な理由なく前項の求めに応じない場合、発行者は、地域通貨取引金額の支払いを留保し、加盟店登録を停止し、又は本契約を解除することができます。

第19条（本規約の変更）

- 1 発行者は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。
 - (1) 本規約の変更が加盟店の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の事情に照らして合理的なものであるとき
 - (3) 法令、行政機関の指導若しくは本事業の実施条件の変更、又は本システムの仕様変更その他本事業の運営上やむを得ない事由があるとき
- 2 発行者は、前項に基づき本規約を変更する場合、変更後の内容及び効力発生日を、効力発生日までに、発行者のウェブサイトへの掲載、電子メールの送信その他発行者が適切と判断する方法により加盟店に周知します。
- 3 法令上又は本事業の運営上緊急の必要がある場合、発行者は、前項の周知期間を短縮し、又は変更後速やかに周知することができます。

第20条（権利の譲渡等）

加盟店は、発行者の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、担保に供し、その他処分してはなりません。

第21条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、発行者及び加盟店は、誠実に協議して解決を図るものとします。ただし、本事業の適正かつ円滑な運営のため緊急に措置を講ずる必要がある場合、発行者は、合理的な範囲で必要な暫定措置を決定し、加盟店にその遵守を求めることができます。

第22条（準拠法、管轄裁判所）

- 1 本契約に関する訴訟については、福岡地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 2 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。

第23条（免責）

- 1 発行者は、本規約に基づく措置に起因する加盟店の逸失利益を含む如何なる損害又は損失、その他の特別の事情による損害（以下、「損失等」という。）に対して賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる損失等の発生の可能性を通知され、又は知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 2 発行者は、天災地変、公衆衛生上の地域における疾病の蔓延、戦争・内乱・暴動、社会情勢の変化、通信回線若しくはコンピューター、通信機器等の障害、サイバー攻撃等の犯罪被害、そ

の他発行者の責に帰することのできない不可抗力、技術上又は営業上の判断等の理由により、地域通貨にかかる業務の全部又は一部を休止又は停止、終了、制限する必要があることを加盟店はあらかじめ承諾するものとします。この場合、公式ホームページへの掲載又は電子メールによる通知等発行者が適切と判断する方法により加盟店に周知する措置を講じます。

以上

(2026 年 8 月 17 日制定)

別表1 第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券加盟店募集概要

1	地域通貨の名称	第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券（第10回 Paycha）
2	発行者	北九州商工会議所
3	有効期間	令和8年10月1日10:00～令和9年1月15日（有効期限）
4	使用するアプリ	chiica（チーカ）
5	決済方法	ユーザスキャン方式 ※ユーザーが店舗のQRコードを読み取る方式
6	決済単位	1ポイント（1円）単位
7	精算処理	1回目 令和8年11月2日振込（令和8年10月15日〆分） 2回目 令和8年11月16日振込（令和8年10月31日〆分） 3回目 令和8年11月30日振込（令和8年11月15日〆分） 4回目 令和8年12月15日振込（令和8年11月30日〆分） 5回目 令和9年1月4日振込（令和8年12月15日〆分） 6回目 令和9年1月15日振込（令和8年12月31日〆分） 最終回 令和9年2月1日振込（令和9年1月15日〆分） ※振込日は、変わることがあります。
8	振込手数料	無料（第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券に限る）
9	登録料	無料（第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券に限る）
10	換金手数料	無料（第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券に限る）
11	申込方法	発行者が指定するウェブサイト
12	募集期間	原則として令和8年8月17日～令和8年11月30日
13	募集対象店舗	別表2「募集対象店舗」を参照
14	対象外となる商品又はサービス	別表3「地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス」を参照
15	対象外となる決済	別表4「地域通貨使用取引の対象外となる決済」を参照
16	同意事項	（1）chiica アプリによるQRコード読取りから、取引金額の入力、決済完了確認画面までの一連の操作方法を理解していること。 （2）加盟店の登録情報は、北九州商工会議所のデータベースに登録され、北九州商工会議所が行う統計や分析、プレミアム付商品券などの事業の案内に利用されること （3）システム利用規約及び本規約、別表1、別表2、別表3、別表4に同意すること

別表2 募集対象店舗

1	募集対象業種	小売業又はサービス業、発行者が認める業種
2	募集対象店舗	北九州市内で営業している店舗（欠格条項の店舗は除く）
3	募集条件	原則として、申請者は北九州商工会議所の会員とします。 ただし、第10回北九州商工会議所プレミアム付デジタル商品券に限り、大型店に該当しない申請者は、この条件を免除します。 なお、北九州商工会議所の会員加入にあたっては、会費基準による年会費が発生します。申請者が北九州市外本社の法人については、支店・工場等の会費基準を適用するものとします。 ※詳しくは、北九州商工会議所のホームページ会費基準を参照
4	大型店	大型店とは以下の①又は②のどちらかに該当する事業者 ①店舗面積が500㎡以上の事業者 ②中小企業基本法に定める中小企業者、小規模企業者に該当しない事業者
5	欠格条項	(1) 北九州市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団または暴力団員が役員もしくは実質的に支配しているもの、その他暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（同法律の第二条第四項「接待飲食等営業」及び第十一項「特定遊興飲食店営業」に規定される業種及び店舗は除く。）に該当するもの (3) 許認可が必要な業種にあって許認可を得ていないもの (4) 営業実態が公序良俗に反すると発行者が判断するもの (5) 特定の宗教団体、政治団体と関わる場合や、業務の内容が公序良俗に反する営業を営むもの (6) 別表3「地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス」記載される商品又はサービスのみを取扱うもの
6	北九州商工会議所データベースの登録	加盟店の登録情報は、北九州商工会議所のデータベースに登録され、北九州商工会議所が行う統計や分析、プレミアム付商品券などの事業の案内に利用されます。

別表3 地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス

1	金券類（商品券、回数券、プリペイドカード、ギフト券、ビール券、図書券等）、換金性の高いもの
2	たばこ（加熱式たばこ、電子たばこ含む）、法律で販売価格が決まっているもの
3	印紙、切手、郵便はがき、有価証券、定期券、消費喚起が見込まれないもの
4	医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）、保険料等
5	税金、北九州市指定のゴミ袋、公共料金（電気料金、水道料金、ガス料金、電話料金、通信料金等）
6	家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により支払いが決まっているもの
7	会費、組合費、共済に類するもの、特定の宗教や政治団体と関わるもの
8	宝くじ、ゲームセンター、ギャンブル性のあるサービス、公序良俗に反するもの
9	発行者が上記1ないし8に準ずる又は不適切と判断するもの

別表4 地域通貨使用取引の対象外となる決済

1	別表3「地域通貨使用取引の対象外となる商品又はサービス」に対する決済
2	仕入、事業用資産の購入等事業用取引に対する決済
3	振込み、預入れ、チャージ等金融取引に対する決済
4	未払金、出資、投資に対する決済
5	オンライン等による非対面の取引に対する決済
6	つけ払い、債務の返済、分割払いに対する決済
7	地域通貨の有効期間を超えて完了する取引に対する決済
8	複数の本アプリの地域通貨を合算して行う決済 ※ただし、家族が所有する地域通貨は合算して決済できるものとします
9	免税取引（Tax-free）に対する決済
10	虚偽又は架空、事実と反する取引に対する決済
11	発行者が上記1ないし10に準ずる又は不適切と判断する決済